

co·op 生命共済
新あいあい
共済契約に関する重要なお知らせ

ご契約者の皆さんへ

日頃よりCO・OP生命共済《新あいあい》をご利用いただき誠にありがとうございます。2020年4月1日から改正民法が施行されます。このうち、特に**定型約款に関する規定の新設および法定利率の変更は、共済契約にも影響があります。**

契約引受団体であるこくみん共済 coopでも、これを機に改正民法への対応、その他の改定を実施します。当案内では民法改正においてご加入の皆さんに影響がある内容およびその他改定の内容についてご案内しておりますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。(本改定による共済掛金の変更やお手続きの必要はございません。)

お問い合わせやご確認



電話

コープ共済センター



0120-50-9431

9:00～18:00(月曜日～土曜日祝日営業)

co・op 生命共済
新あいあい 共済契約に関する重要なお知らせ

1. 民法改正の概要およびこくみん共済 coopでの対応

民法には、契約等に関する最も基本的なルールが定められています。今回、契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための、また、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを明文化し、わかりやすくするための改正が行われます。

(1) 定型約款に関する規定の新設 (改正民法第548条の2～第548条の4)

- 定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項にも合意したものとみなされます。
また、信義則（民法1条2項）に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効となります。
- 契約者等から請求があった場合には、事業者・団体は相当な方法（ホームページでの掲載等）で定型約款の内容を表示する必要があります。
- 以下に該当する場合には、事業者・団体が既存の契約も含めて定型約款の内容を変更できることになります。
 - ① 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
 - ② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

こくみん共済 coopでの対応

- ご加入の共済契約の契約内容（定型約款）は、商品に応じ設定する「事業規約・細則」となります。2020年4月1日以後に発効する新規契約・更新契約の事業規約・細則をコープ共済連ホームページに掲載します。なお、事業規約・細則とは別に、ご契約内容の大切な事柄をご案内するため、事業規約・細則の内容等を分かりやすく記した「ご契約のしおり」もご用意しています。

「事業規約・細則」「ご契約のしおり」「ご契約のてびき」は以下に掲載しています。

<https://www.zenrosai.coop/coopkyosai/tebiki.html>

※事業規約・細則は2019年12月以降に掲載しています。なお、ご自宅にパソコンがない等、上記を閲覧できない場合はコープ共済センターまでお問い合わせください。

- こくみん共済 coopでも、法改正や社会情勢等の影響により、共済期間の途中でも契約内容を変更することがあります（2020年4月1日以降、すべての契約が対象）。契約内容を変更する場合には、事前に変更内容、適用日についてコープ共済連ホームページに掲載するなどの方法によりご案内します。

(2) 法定利率の変更 [2020年4月1日から適用]

法定利率が、現在の年5%から年3%に引き下げとなり、その後も市場の金利水準に合わせて3年ごとに法定利率が変更するしくみが導入されます。これに伴い、損害賠償における逸失利益の金額や共済金のお支払いにおける遅延利息の計算方法が変更となります。

※民法改正の詳細については、法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」をご確認ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

2. その他の改定（概要）

（1）配偶者の範囲の拡大 [2020年4月1日以後に発効する新規契約・更新契約から適用]

同性パートナーを配偶者の定義に含めます。これにより、被共済者、死亡共済金受取人、指定代理請求人および代理請求人における配偶者に同性パートナーが含まれることになります。

「同性パートナー」とは

戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。

（2）無効契約の掛金返還期間の取扱いの見直し [2020年4月1日から適用]

共済契約が無効であった場合の掛金返還期間について、3年間の期限を廃止します。

（3）契約者死亡時の契約者変更の取扱いの見直し [2020年4月1日から適用]

契約者が死亡された際の契約者の変更手続きについて、定められた期限までに手続きをされなかった場合、契約が消滅する取扱いとしていましたが、この期限を廃止し、契約者の変更ができるようにします。



明 日 の く ら し 、 さ さ ん あ う
CO·OP共済